

観光財源について

1 観光関連の財源などの種類（例）

(1) 宿泊税

宿泊者に課税する地方税（法定外目的税）

(2) 入湯税

温泉などの入湯者に課税する地方税（法定目的税）

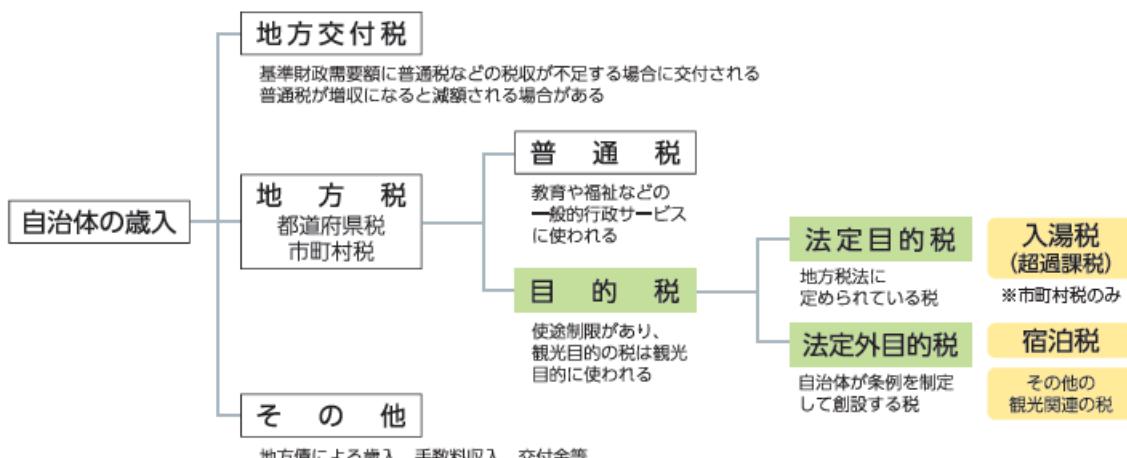
(3) 協力金

訪問者から任意で支払いを求める制度

(4) 寄付金（ふるさと納税制度）

ふるさと納税制度の仕組みを利用し、観光振興を目的とした寄付金を集める

観光財源となる地方税



（出典：観光庁「観光地域づくり法人（DMO）における自主財源開発手法ガイドブック」）

2 自治体の財源の仕組み

- 自治体が地域から得ている税収である地方税と、国から交付される地方交付税や国庫支出金等で構成。地方税による税収（基準財政収入算出税収に限る）が増えると、その分、地方交付税が減少する可能性があり、税収が増えたとしても、結果的に自治体の収入は増えない場合がある。

⇒新たに観光目的の財源を増やすには、自治体の基準財政収入額の算出と関係しない税収にする必要がある。（宿泊税や、入湯税）

【地方税の種類】

- 地方税には「普通税」と「目的税」があり、普通税は使途が特定されておらず一般的な行政サービスに使われるもので、目的税は特定の目的に使われる税。したがって、観光以外の目的に使われないように観光財源を確保するのであれば、目的税を導入するのが一般的。

3 「宿泊税」の概要

- いわゆる「宿泊税」は、地方税法に定める税目（法定税）以外に、各地方自治体が条例により税目を新設することができる「法定外税」のうち、使途が限定される「法定外目的税」に分類される。
- なお、「宿泊税」という名称については、各自治体が条例において裁量を持って設定できるため決められたものではないが、現在導入している自治体が「宿泊税」という名称を使用していることから、事実上一般化している。
- 「宿泊税」を含めた法定外目的税を導入するためには、各自治体の議会において条例可決後、総務省に対して協議を行い、同意を得ることが必要。
- 法定外目的税は、地方交付税の算定上、基準財政収入額に算入されないため、純粋に使途目的分野の振興に寄与する。

【宿泊税の主な特徴】

- ・ ホテルや旅館等の宿泊施設への宿泊行為が課税客体（課税単位は宿泊数）。
- ・ 納税義務者は宿泊者。宿泊施設は特別徴収義務者として宿泊者から宿泊代金とは別に特別徴収を行う形が一般的。
- ・ 税額の設定については、概ね以下の3種類に大分。
 - ① 宿泊料金如何に関わらず一律の料金を徴収する「定額制」
例) 1泊あたり〇〇円 など
 - ② 宿泊料金に応じて定額の徴収料金に段階を設ける「段階的定額制」
例) 1万円未満は1泊あたり〇〇円、1万円以上は△△円 など
 - ③ 宿泊料金に一定の率を乗じて税額を算出する「定率制」
例) 宿泊料金の〇% など
- ・ 自治体によっては、一定の宿泊料金を基準とした免税点の設定（例：宿泊料金が6,000円未満の場合は免税）や、特定分野の宿泊を課税免除に設定（例：修学旅行における宿泊を課税免除とする）するケースもあり。

4 宿泊税導入に係る他県の動向（令和7年10月末現在）

- 宿泊税を導入済又は総務省同意済みの団体：42団体

- ・都道府県：6団体（実施済み3団体）

□は東北の自治体

東京都、大阪府、福岡県、宮城県 (R8.1～)、広島県 (R8.4～)、北海道 (R8.4～)

- ・市町村：36団体（実施済み11団体）

京都府京都市、石川県金沢市、北海道俱知安町、福岡県福岡市、福岡県北九州市、長崎県長崎市、北海道ニセコ町、愛知県常滑市、静岡県熱海市、岐阜県高山市、岐阜県下呂市（以上、実施済み）

北海道赤井川村、島根県松江市、青森県弘前市、宮城県仙台市、北海道札幌市、北海道小樽市、北海道釧路市、北海道北見市、北海道網走市、北海道旭川市、北海道帯広市、北海道函館市、北海道富良野市、北海道音更町、北海道占冠村、岐阜県岐阜市、三重県鳥羽市、熊本県熊本市、北海道新得町、北海道留寿都村、栃木県那須町、神奈川県湯河原町、長野県軽井沢町、長野県阿智村、長野県白馬村

- ・施行団体

自治体	導入時期	税額・税率	
		宿泊料金	税額
都府県	東京都	1万5千円以上	200円
		1万円以上1万5千円未満	100円
	大阪府	2万円以上	300円
		1万5千円以上2万円未満	200円
	福岡県	7千円以上1万5千円未満	100円
		福岡市、北九州市以外	200円
		福岡市、北九州市 ※福岡市、北九州市については、各市において別途宿泊税を設定	50円

- ・未施行団体

自治体	導入時期	税額・税率	
		宿泊料金	税額
道県	宮城県 (令和6年10月に条例案可決)	6千円以上（仙台市以外）	300円
		6千円以上（仙台市） ※仙台市については、市において別途宿泊税200円を設定	100円
	北海道 (令和6年12月に条例案可決)	5万円以上	500円
	令和8年4月1日 (予定)	2万円以上5万円未満	200円
		2万円未満	100円
広島県 (令和6年12月に条例案可決)	令和8年4月1日 (予定)	6千円以上	200円
長野県 (令和7年2月に条例案可決) 総務大臣協議中	令和8年6月1日 (予定)	6千円以上	300円（制度開始後3年間は200円）

（出典：各都道府県のHP）

5 山形市における宿泊税導入の検討状況

- 令和7年10月22日、第1回山形市観光財源検討委員会を開催。
- 令和9年4月からの宿泊税の課税開始を目指し検討する日程案を提示。
- 今後、制度内容や事業者支援策、財源の使途について協議し、市議会令和8年3月定例会に関連条例案を提出する計画。
- 令和7年11月7日、第2回山形市観光財源検討委員会を開催し、「定率制3%」とする方向性を確認。
- 平均宿泊単価が10,000円の場合、収入見込額は約2.5億円
※実際は、免税点（例：1泊6,000円未満）、課税免除（例：修学旅行者）による金額を除いた額が収入となる。さらに、税システム改修費用等も見込まれる。

参考：県も同様の税率で宿泊税を導入した場合の収入見込み額

（山形市との調整を考慮せず、市とは別に単純に上乗せした場合）

県：500万人泊×10,000円×3%＝15億円

※実際は、山形市との調整（山形市宿泊分は税率を下げる）や、以下免税点、課税免除、により、約4.7億円以上を除いた額が収入となる。さらに、関連費用として数千万の費用が見込まれる。

- 控除額の想定

【免税点（例）：1泊6,000円未満】

県内宿泊者数の30%（150万人）と試算：▲4.5億円

【課税免除（例）：修学旅行者など】

8万人が対象と推計：▲0.24億円

【関連費用（例）】

- ・周知広告費（説明会、ポスター、事業者周知物品）
- ・税システム改修費
- ・特別徴収義務者交付金

6 【参考】宿泊税導入（予定含む）自治体における使途

自治体名	事業名等・取組内容（例）
東京都	Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備
	観光案内所（都内5箇所）設置・運営
	観光公式ガイドブック「東京トラベルガイド」発行
大阪府	多言語対応の強化・観光バス等の駐車場の整備
	公共交通機関と連携した旅行者のシームレスな移動の促進
	MICE誘致の推進
福岡県	宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援
	インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援
	地域資源を活用した新たな観光資源開発、観光スポットの受入環境整備
宮城県	旅行者が快適に滞在するための、受入環境の整備を推進
	宮城県内隅々まで楽しむための、観光地間の交通アクセス環境の向上
	地域の食・自然・歴史文化などを生かした、宮城県ならではの観光地域づくり
北海道	観光の高付加価値化
	観光サービス・観光インフラの充実・強化
	危機対応力の強化
広島県	周遊促進や宿泊・滞在時間の増加など、観光消費額を高めるための取組の拡充・強化
	外国人を含めた観光客への対応、観光関連事業者の人的リソース不足対策

（出典：各都県のHP）

7 国際観光旅客税

- 観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円を徴取。

納稅義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 > 国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②国際観光旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合） > ①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
使途	令和7年度予算額：490億円 ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備（145億円） ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化（82億円） ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上（263億円） > 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）に基づき、上記の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当することとされている。
適用時期	平成31年1月7日以後の出国に適用

（出典：財務省HP）

- 日本を訪れる外国人客の地方誘客やオーバーツーリズム対策費捻出のため、金額の引き上げが議論されている。

8 その他の観光財源の例

(1) 入湯税

- 地方税法に規定される法定目的税であり、市町村が入湯客に対して課すもの。法律上で定められた使途として「観光振興」も位置付けられていることから、観光財源に活用している自治体も多い。
- さらに、近年では標準税率（1人1日 150円）を上回る税率を条例で定めて適用する「入湯税超過課税」が注目されており、この標準税率との差額を新たな観光目的の財源として活用しているところもある。
⇒上山市が令和8年4月から入湯税を2倍に引き上げ。インバウンドを含めた観光誘客を推進する財源などに税収を活用予定。

(2) 協力金

- 観光地を訪れる旅行客に対して環境保全や施設の維持管理といった使途を示した上で、そのための負担を求めるもの。法令上の根拠は必要なく、その柔軟性から様々な協力金が存在。

(例1) 羽黒山「入域協力金」

金額：500円～

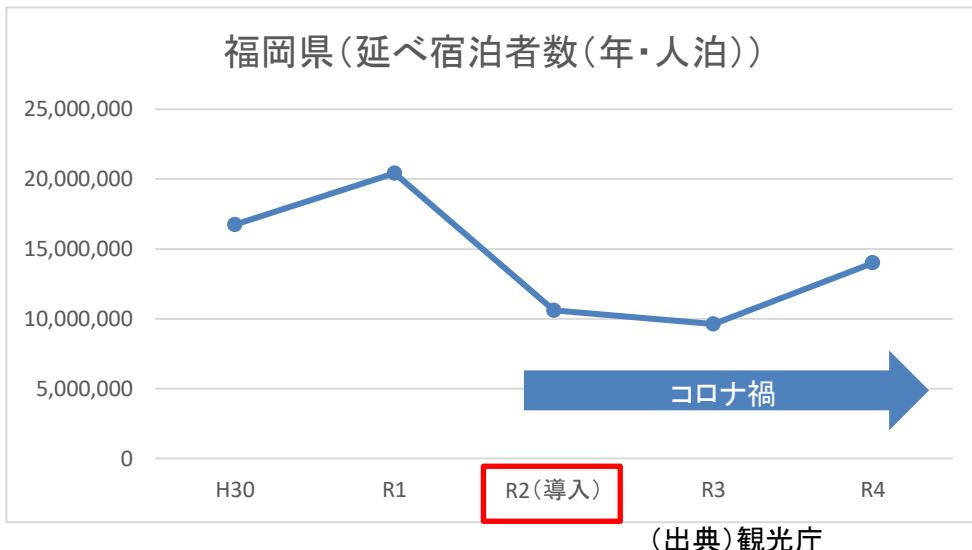
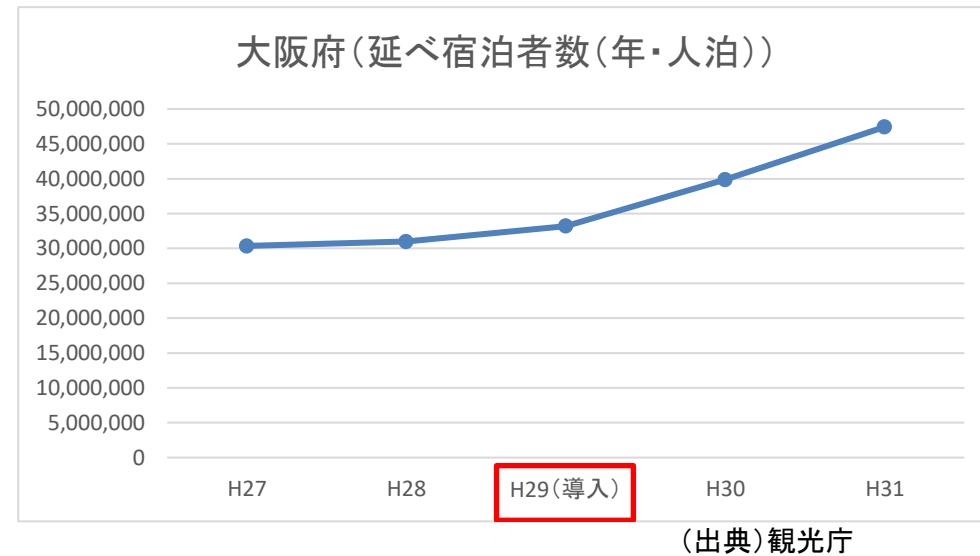
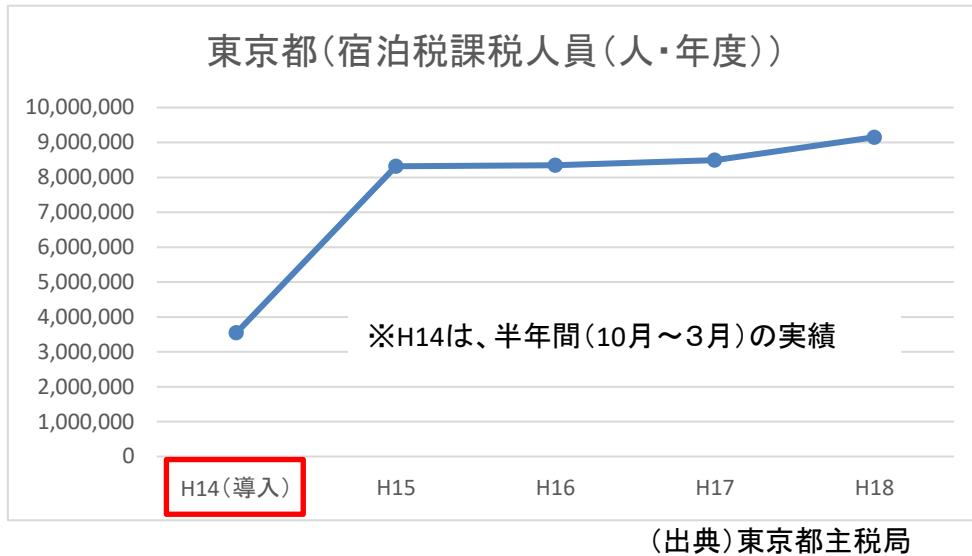
目的：歴史及び文化の継承と環境の保全、それらを活用したまちづくりの支援

(例2) 銀山温泉「入域料」の検討

持続可能な観光地域形成に必要な財源確保のため、地域の実情や特性（温泉街は山あいの突き当たりに位置している）を踏まえて、様々な手法について検討

宿泊税導入後の宿泊者数の推移

資料4-1-2



<各自治体の宿泊税の導入時期と、その後の推移>

- 東京都:平成14年10月
宿泊税導入後も宿泊税課税人員は増加傾向
 - 大阪府:平成29年1月
宿泊税導入後も宿泊者数は増加傾向
 - 福岡県:令和2年4月
コロナ禍の影響もあり、導入の翌年(令和3年)は宿泊者数は微減したもの、令和4年には導入年(令和2年)を上回った
- ⇒宿泊税の導入を原因とした宿泊者の明らかな減少はみられない